

お客様各位

出港前報告制度(AFR)導入に関する対応について

平素より弊社サービスをご利用頂き、厚く御礼申し上げます。

2014年3月より実施される出港前報告制度（AFR 日本版 24時間ルール）について、以下の通りご案内申し上げます。

1. 概要

日本に入港する船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物の積荷情報について、当該船舶が船積港を出港する24時間に、電子的に報告する事を義務付けるもの。

2. 正式名称

Japan Customs 24 Hour Advance Filing Rules (AFR)

3. 適用開始日

3月10日午前0時以降に報告期限を迎える本船より

4. 電子報告対象貨物

日本港へ寄港する本船で、日本にて荷揚げされる貨物

5. 報告義務者

Master B/Lを発行する船会社、及びMaster B/Lに紐づくHouse B/Lを発行する利用運送業者

6. 諸外国積地側での報告期限

積地より対象本船出港の24時間前まで

7. 報告必須事項

- ・ Shipper / Consignee / Notify Party の名前・住所・電話番号
- ・ 詳細な貨物品名
- ・ 6桁のHSコード(危険品の場合はUNナンバーとIMDGコード)
具体的な貨物品名は報告として不十分と判断されるため、詳細な貨物品名での申告が義務付けられます。

8. 積地側における船積み書類の提出タイミングについて

今後、積地側において、船積み書類提出のタイミングが現行より2~3日程度早まる事が予定されています。各積地側で案内が出されます。

9. 罰則

報告期限までに報告がなされなかった場合、又は偽った報告をした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

10. その他

- ・ 積地側で船積み書類の提出期限に間に合わない場合は、船積み出来ないことが予想されます。
- ・ 日本税関より、Do Not Load=船積み停止の判定を受けた貨物については、船積みができません。
- ・ 日本税関より、Hold=追加情報、情報訂正の判定を受けた貨物については、訂正が必要となります。積地側で訂正情報のご提出をお願い致します。

弊社及び積地側の弊社現地法人、代理店では、法令遵守の観点により、適切に報告する準備を進めています。お客様の貨物を滞りなく日本でお引渡しの為、ご理解ご協力の程宜しくお願い致します。

また、積地の輸出者様への情報の展開をしていただければ幸いです。

出港前報告制度の詳細につきましては、下記ホームページをご参照ください。

- 税関ホームページ http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/
- NACCS ホームページ <http://www.naccscenter.com/afri/indexj.html>

ご不明な点などございましたら弊社営業担当者へお問合せ下さい。